

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2019-002事件

競技者氏名： X

競技種目： ボート競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2020年2月17日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）83.2項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2019年12月18日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2020年2月17日

山内 貴博 山内 貴博

蓮沼 隆 蓮沼 隆

武者 春樹 武者 春樹

### 記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日である 2019 年 5 月 23 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 11 月 5 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（公益社団法人日本ボート協会主催第 97 回全日本選手権大会における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項及び同 10.11.3.1 項により、2019 年 11 月 5 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・ 2019年5月23日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質ツロブテロール (tulobuterol) は、2019年禁止表国際基準 (以下「禁止表」という。) における「S3.ベータ2作用薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後B検体についての分析を要求せず、2019年12月18日に開催された本聴聞会 (暫定聴聞会を含む) において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関し争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項 (競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること) の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日である2019年5月23日から暫定的資格停止期間の開始日である同年11月5日までに獲得された競技者のすべての個人成績 (公益社団法人日本ボート協会主催第97回全日本選手権大会 (以下「本競技大会」という。) における競技成績を含むがこれに限られない。) はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞 (もしあれば) はいずれも剥奪される。
- ・ また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA及び競技者から聴聞会までに提出された各証拠書類、JADA担当者、競技者本人、競技者が所属する競技チームの監督等の関係者の各証言・発言、並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
  - (1) 競技者は、幼少期から気管支ぜんそくを患っており、小学校高学年から、内用薬、外用薬等複数の種類の薬剤の処方を受け、症状に合わせて使い分けていた。
  - (2) 競技者は、高校3年生のときに世界ジュニアの日本代表に選抜された後、アンチ・ドーピングについて学習し、それまでに使用していたテープ形式の外用薬がドーピング規制に抵触することを知って使用をやめ、他の薬剤を使用していた。
  - (3) 競技者は、社会人となり、現在所属する競技チームに所属した後、日本代表の継続強化選手に選抜されたことから、監督の指導の下、当時所持していた薬剤がドーピング規制上問題ないか国立スポーツ科学センター (JISS) に相談したところ、過去に処方を受け所持していた内用薬がドーピング規制に抵触するとの説明を受け、別の内用薬の処方を受けた。
  - (4) その後、継続強化選手から外れ、JISSの指導を受けられなくなった後は、余っていたドーピング規制上問題ない薬剤を、症状の重いときに使用していた。
  - (5) 2019年4月頃、ぜんそくの症状が悪化したため、かかりつけの地元の内科医に相談し、高校生まで使用していたテープ形式の外用薬は使用できないのかと尋ねたところ、内科医は、「1~2週間ほどで体内からは消えるかもしれないがドーピングに抵触する薬のため処方できない」との回答を受け、ドーピング規制に抵触しない吸入薬の処方を受けた。
  - (6) 本競技大会の2週間ほど前からぜんそくの症状がひどくなり、夜も眠れない状態に至ったが、処方されていた薬剤では効き目が感じられなかったため、実家に残っていた高校生まで使用していたテープ形式の外用薬を、本競技大会の10日前から3日間使用した。
- ・ もっとも、本聴聞会の終盤において、JADA 代理人から競技者側に対し、さらに詳細な主張を行った方がよいのではないかと示唆があり、競技者側から、さらに主張を補充したいと

の申し出があったため、聴聞パネルは、2020年1月24日まで、競技者からの追加の主張を待つこととした。

- ・そして、2020年1月24日に、競技者から、同日付けの主張書面が提出された。同日付けの主張書面は、オブザーバーである公益社団法人日本ボート協会（以下「ボート協会」という。）の意見書を全面的に引用しており、ボート協会は、同意見書において、概要、以下のとおり主張した。
  - (7) 競技者が使用したテープ形式の外用薬は、6年以上も前に医師から処方されたものが、たまたま手元に残っていたところ、生命の危険すら感じる強い発作に見舞われ、生き延びるために使用したものである。
  - (8) 競技者が使用したテープ形式の外用薬は、公益財団法人日本スポーツ協会が公表している「アンチ・ドーピング使用可能薬リスト」（以下「ホワイトリスト」という。）には掲載されていない。もっとも、ホワイトリストは、これに掲載されている医薬品であれば禁止物質を含まないことが確認できる一方、掲載されていない医薬品であるからといって禁止物質を含んでいるとは限らない性質のものである。
  - (9) 競技者がかかりつけの地元の内科医に相談した際、医師と共にホワイトリストを用いて確認したところ、競技者が使用したテープ形式の外用薬は掲載されていなかったため、競技者は当該テープ形式の外用薬の使用を控えることとした。もっとも、かかりつけの地元の内科医はドーピングの専門的知識を持っていたわけではなかったため、具体的な治療薬の使用の可否は、ホワイトリストを確認することで判断しており、ホワイトリストに掲載されていない医薬品は一切使用しないことで、ドーピング規制を遵守していた。
  - (10) すなわち、競技者は、今回使用したテープ形式の外用薬が、アンチ・ドーピング規則に抵触する医薬品であるということを確認したことはなく、当該外用薬の使用がアンチ・ドーピング規則に違反するという明確な認識を有していたわけではない。
  - (11) 2019年12月18日の聴聞会における、「競技者が使用したテープ形式の外用薬の使用はアンチ・ドーピング規則に違反すると知っていた」との発言は正確性を欠くため、訂正する。かかる発言は、競技者が意味の相違を理解せずに行ったものであった。
  - (12) 以上を踏まえれば、競技者は、ツロブテロールの摂取について「意図的」ではなく、「(重大な)過誤又は過失」もないから、本規程第10.5.1.1項に基づき譴責が相当であり、また、長くても資格停止期間は2か月又は3か月を超えてはならない。
- ・これに対し、JADAは、2020年2月7日付け上申書を提出し、本規程10.2.1.2項の適用を主張せず、競技者が主張する本規程10.5.1.1項の適用に同意し、1年間の資格停止が相当であると主張した。
- ・以上の事実を踏まえ判断する。まず、競技者の違反は特定物質に関連し、かつJADAはドーピング規制違反が意図的であったことを立証しないから、本規程10.2.1.2項は適用されず、本規定10.2.2項により、競技者に課せられる資格停止期間は原則として2年間となる。
- ・そこで問題は、競技者において、本規程10.5.1.1項にいう「重大な過誤又は過失がなかった」といえるかであるが、競技者は、幼少期から気管支ぜんそくを患い複数の種類の医薬品を使い分けており、すでに高校3年生のときに、今回使用したテープ形式の外用薬がドーピング規制に抵触することを知って使用をやめており、さらにその後、継続的に強化選手に指定さ

れ JISS からドーピング規制について丁寧な指導を受けていたというのだから、今回使用したテープ形式の外用薬がドーピング規制に抵触することを十分に理解していたと認められる。今回、「生命の危険すら感じる強い発作」に見舞われたのが事実であったとすれば、競技者がチーム競技の選手であったことを最大限に考慮しても、救急患者として気管支ぜんそくの専門医の診察を受けるべきだったのであり、6年以上も前に医師から処方された薬剤がたまたま手元に残っていたからといって、これを安易に用いた責任は重大である。よって、競技者に「重大な過誤又は過失がなかった」ということはできない。また、競技者は、医師の選定も含め、ドーピング規制に抵触しないよう行動することについては自らが全責任を負うのであって、ドーピングの専門的知識を持っていなかった医師に相談したことをもって、競技者の重大な過誤又は過失が軽減されるものでもない（ましてや、その医師ですら、今回使用したテープ形式の外用薬がドーピング規制に抵触すると告げているのである。）。「重大な過誤又は過失がなかった」との競技者の主張は、JADA がこれに同意していることを考慮しても、到底採用できない。

- ・ 以上の事実、及び、本件が競技者にとって1回目の違反であることを考慮すると、本件の資格停止期間は2年とするのが相当である。
- ・ 本件では、JADA 担当者による2019年11月5日の通知以降、本決定に至るまで、本規程7.9.2項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年12月18日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同10.11.3.1項により、資格停止期間の始期は2019年11月5日とする。
- ・ なお、JADA は、2020年2月7日付け上申書において、競技者は、陽性の結果報告を受けて今回使用したテープ形式の外用薬の使用を認め、B 検体の分析を放棄し、TUE 申請を行った等の事情が認められるから、本件には本規程10.11.2項が適用され、資格停止期間の開始日を同項の認める範囲において最大限で検体採取の日まで遡及することに同意すると述べている。しかし、競技者は、TUE 申請を行うことにより、その結果が出るまでの間、暫定的資格停止を受けずにいたのであり、「適時の自認」があったと認めることはできない。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上